

バイオマス活用推進基本法（平成二十一年六月十二日法律第五十二号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

（バイオマス活用推進基本計画の策定等）

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標
 - 三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（以下略）

（都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等）

第二十一条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画（都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画）を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。